

財政援助団体等監査結果

に対する措置状況

(令和8年6月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【令和2年度実施分】

- ◆ 株式会社いずみ（出資団体監査）・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 泉支所地域振興課（指定管理者監査）・・・・・・・・ 2

八代市監査委員 様

八 代 市 長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

所 管 課 名 泉支所地域振興課
監 査 の 種 類 出資団体監査
団 体 名 株式会社いずみ
監査対象年度 平成29年度 ～ 令和元年度
監査実施期間 令和3年2月4日 ～ 令和3年2月19日

【団体に関する指摘事項】

団 体	指 摘 事 項	① 基本給、賃金改定及び賞与の決定において、取締役会を開催した上での承認が得られていなかった。 基本給等の決定に当たっては、取締役会を開催し、その承認を得た上で、決裁をとるようにしていただきたい。
	改 善 内 容	① 現在、基本給、賃金改定及び賞与の決定におきましては、取締役会を開催し、承認を得たうえで決定するように改善しました。 今後も基本給や賃金改定及び賞与の決定については、取締役会での承認を得た上で決定いたします。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

所 管 課 名 泉支所地域振興課
監 査 の 種 類 指定管理者監査
団 体 名 株式会社いずみ
監査対象年度 平成29年度 ～ 令和元年度
監査実施期間 令和3年2月4日 ～ 令和3年2月19日

【所管課に関する指摘事項】

所 管 課	指摘事項	<p>ア 設置条例について</p> <p>ふれあいセンター条例及び加工施設条例においては、指定管理者が行う「管理の基準」として、休館日、使用制限（利用の許可、利用の制限、原状回復義務）が規定されているが、開館時間について規定がない。</p> <p>開館時間については、住民が施設を利用するにあたっての基本的な条件であり、地方自治法第244条の2第4項、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総行第87号 総務省自治行政局長通知）や本市のガイドラインにおいて条例に規定すべきものとされているため、条例改正について検討を行っていただきたい。</p>
	改善内容	<p>ア 設置条例については、「八代市ふれあいセンターいずみ条例」及び「八代市農林産物流通加工施設条例」を、令和7年3月19日付で一部改正し、開館時間を規定しました。</p>